



【特集】

児童虐待から 子どもたちを 守るために

札幌市内では例年400件以上もの児童虐待が発生しており、深刻な状況が続いています。この虐待を防ぐためには、私たち一人一人が親子の発する救いを求める声に気づき、地域みんなで子どもたちを守る事が大切です。

今回の特集では、児童虐待の現状や市の取り組みを伝えるとともに、私たちができることは何かを考えていきます。

【詳細】 児童相談所 ☎622-8630



児童虐待の現状

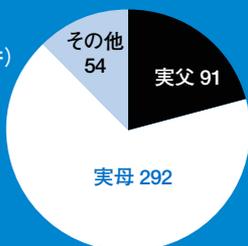
市の児童相談所が認定した過去5年間の虐待件数を見ると、毎年約400件〜600件もの虐待が発生しています。昨年度は437件の虐待が起きており、虐待を受けた子どもの7割以上が力が弱く抵抗のできない小学生以下。また、大部分が実の母から受けています。

児童虐待認定件数

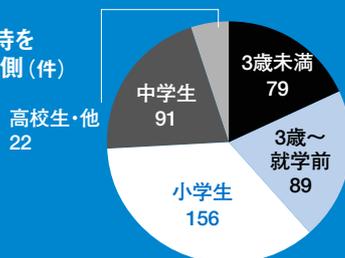
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
478	621	620	478	437

虐待者と被虐待者の内訳 平成23年度 虐待認定件数(全437件※)

虐待を行った側(件)



虐待を受けた側(件)



※札幌市児童相談所取り扱い分

児童虐待とは何か。 虐待を受けた子どもたちはどうなるのか。

児童虐待の内容は多岐にわたります。児童虐待とはどんなものか、その原因や影響、また、児童虐待を起こしそうになった場合どうするべきか、医師でもある児童相談所長に聞きました。

— どういう行為が児童虐待にあたるのでしょうか。

児童虐待というと、体を傷つけるイメージがありますが、子どもの体を不潔なままにする、言葉で心を傷つけるなど、子どもの健やかな成長を阻むあらゆる行為が虐待にあたります（下記虐待の類型参照）。
— 児童虐待が起きる原因を教え

てください。

家庭環境や親の性格など、多くの要因が絡むため、一概には言えません。ただ、要因の一つとして、地域の人々のつながりが希薄になり、母親の孤立化が進んで、悩みを相談する相手がいなくなっていることがあげられます。その結果、母親は子育てのストレスを一人で抱え、子どもに当たったり、無関心になったりすることがあるのです。
— 虐待を受けた子どもはどうなるのでしょうか。

ストレスなどで、体や知的発達が遅れる可能性があります。また、親から無視されたり、人

格を否定されるような言葉を浴びせられたりすると「自分は価値がない」と考え、薬物やアルコールへの依存、自傷や自殺につながる可能性が高まります。そんな子どもを立ち直らせるには、その子の存在を認め、安心を与えるなどのケアが必要です。
— もし、児童虐待を起こしそう

— 育兒で心や体が疲れた保護者のために、市は相談窓口を設けているほか、市内には子どもを短期間預かる施設もあります。子ども安心ホットライン（4階）や、区役所の家庭児童相談室（左記）へご相談ください。



札幌市児童相談所
かまだ しゅんすけ
鎌田 隼輔 所長

精神科医師・医学博士。道内各地の総合病院に勤務後、札幌市役所へ。市の精神保健センターでは自殺予防などに取り組んだ

子育てに悩んだら 家庭児童相談室へ



親子、家族関係のほか、子どもの心身の発達、不登校やいじめなど、子どもに関する相談に、幅広く応じています。

【相談方法】 面談、電話。面談を希望される方は事前にご連絡を。

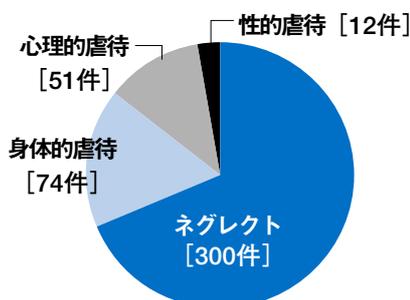
【所在地】 各区健康・子ども課（保健センター内。ただし厚別・豊平・清田・手稲区は 区役所内）

【問い合わせ】 各区役所（1階）の健康・子ども課。ただし、東区は

☎711-3211

児童虐待の類型と件数

平成23年度 虐待認定件数
(全437件※)



※札幌市児童相談所取り扱い分

ネグレクト

養育を拒否する、子どもに無関心であること。
例えば食事を与えない、不潔なままにする、病気でも病院へ連れて行かないなど。

心理的虐待

暴言や拒絶的対応などで子どもの心を傷つけること。
例えば子どもに「死んでしまえ」、「生まなければよかった」などと言う。

身体的虐待

体に傷を負わせたり、暴行を加えること。
例えば殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける、熱湯をかける、冬に戸外へ放り出すなど。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。
例えば性的ないたづらをする、ポルノビデオを見せるなど。

皆さんからの連絡が虐待の早期発見・ 早期対応につながる。

昨年、市民から児童相談所に寄せられた虐待に関する連絡は710件。そのうち132人が虐待と認定され、児童相談所の支援を受けました。児童相談所は市民からの連絡に対し、どう対応をするのか、職員に話を聞きました。

—連絡が寄せられた際の対応について教えてください。

まず、話の内容を聞き、緊急対応の必要性を判断します。今まさに虐待が行われている場合などは、夜間休日を問わず調査を行います。

—調査の流れは。
寄せられた情報を基に家庭訪

問を行います。子どもにひどい外傷がある場合などは、親の同意の有無を問わず、子どもを児童相談所で保護することもあります。情報が足りず、無関係の世帯を訪ねてしまうこともあります。ですが、虐待の早期発見のためご理解をお願いしています。

—調査現場で心掛けていることなどはありますか。

こちらが虐待であると判断しても、親は「しつけ」と主張することがあります。そうした際は具体的どんな行為が虐待に当たるかを説明し、なぜそのような虐待をしてしまったか、一緒に原因を考え、話し合います。

また、子育てに悩んでいる方も多いため、訪問先でそのまま相談に乗ったり、育児を支援する機関を紹介したりするなど、親の負担が少なくなるように努めています。

—虐待かなと思ったとき、どうすれば。

まずはご連絡ください（下記）。連絡者の情報は必ず守ります。地域の皆さんからの連絡により昨年は132人も子どもへの虐待が判明し、早期対応につながりました。近所付き合いもありますが、連絡しづらいかもしれませんが、一本の電話が子どもや家族を救うきっかけとなるのです。



札幌市児童相談所 相談判定課
緊急対応担当 吉田 将行 係長

平成3年市役所入庁。4月から児童相談所に勤務。昼夜を問わず寄せられる虐待の連絡に対応する

Q しつけと虐待の違いとは？



A 親の立場ではなく子どもの立場で考え、子どもの心や体に悪影響を与えていないかどうかで判断する必要があります。親の行為で、子どもが苦痛に耐えられない気持ちを持ち、かつそれが継続的に行われている場合は「虐待」といえます。

親子が発する虐待のサイン

子どもの様子

- 不自然なあざが多く見られる
- 衣服や髪、手足が極端に不潔
- 表情がおどおどしている
- 親の態度をうかがっており、親が離れると表情が明るくなる
- 常におなかを空かせていて、隠すように食べる
- 表情が乏しい

親の様子

- 子どもへの態度が拒否的
- 子どもが懐いてくれないと言う
- 地域で孤立し、うつ状態のようだ
- 子どもの話題になると機嫌が悪くなる
- 子どもを病院へ連れて行かない
- 子どもを置いて頻繁に外出している
- 子どもを怒鳴ったり、叩いたりしている
- 子どもを抱き上げようとしない

当てはまる場合は連絡を！
連絡した方の秘密は守られます

子ども安心ホットライン
(24時間365日、育児相談にも対応)
☎622-0010

そのほか、児童相談所☎622-8630でも
連絡を受け付けています。

地域の力で 虐待を未然に防ぐ。

一人きりで子育てに悩むお母さんは、ストレスを抱えて子どもに当たることも。虐待を防ぐため、私たちにできることは何か。地域でお母さんたちを支援している児童委員の方にお話を聞きました。

― 普段、どのような活動をされているのですか。

子育て中のお母さんたちが交流できるような地域で子育てサロンを開いたり、子育ての相談に乗ったりしています。子どもを虐待から守るには、まずお母さんをお母さんからのストレスから救わなくてはなりません。

― 活動する中で難しく感じることはどんなことですか。

子育てサロンに来てくれる方は、子育ての悩みがある程度自分で発信できるのですが、人との交流が苦手な方や病気で来られない方たちは、孤立感や子育ての悩みを抱えがちです。そんな方たちの気持ちをどうすく上げたらいいいのか、いつも難しいと感じています。

― 一人で悩んでいる方を支援するため、私たちができることは。

ちよつと元気がなかつたり、地域に親しい人がいないようなお母さんを見掛けたら、まずはあいさつからでも気軽に話し掛けてみてほしいですね。顔を合わせ、声を掛け合う関係ができるだけでも、そのお母さんは安心感を持てるかも知れません。

― 一人きりで子育てに悩んでいる方にメッセージを。

悩みを話すのは勇気がいることですよ。でも一人で悩まず、地域の人や行政に相談してみてください。一歩踏み出せば気持ちも楽になりますよ。

まち全体で
子どもたちを
虐待から
守ろう

児童虐待を防ぐための 地域の協力員を募集

子どもの虐待を防止するため、地域で啓発活動などを行う「オレンジリボン地域協力員」を募集しています。グループ単位での簡単な研修を行っていますので、ぜひ参加してみてください。

【問い合わせ】 随時、児童相談所 ☎622-8630へ。



オレンジリボンをシンボルマークに子どもの虐待防止を呼び掛けています。

子どもの虐待防止フォーラムを開催

児童虐待と子育てなどをテーマに精神科医の香山リカ氏の講演のほか、専門家によるシンポジウムなどを行います。

【日時】 11/24 (土) 10時～16時

【会場】 コンベンションセンター(白石区東札幌6の1)

【定員】 1,000人 【費用】 無料

【申し込み】 10/15 (月) から区役所などで配布する申込用紙を、10/29 (月) (必着)まで。(抽選)

【問い合わせ】 児童療育課 ☎622-8620



未来を担う子どもたちのために 虐待のないまちづくりを

市では子どもの権利条例を定め、子どもが虐待を受けずに社会の一員として尊重され、安心して暮らせるまちづくりを進めています。児童虐待は地域の協力なくして防ぐことはできません。未来の札幌を支える子どもたちが元気に健やかに成長できるよう、みんなで育んでいきましょう。



子どもの権利条例のシンボルマーク。約3,600人の子どもの投票により選ばれました。

里親制度にご協力を

家庭での養育が困難となった子どもを、愛情深く育てていただく里親を募集しています。

【詳細】 児童相談所 ☎622-8630



札幌の里親が集まる「里親会」への寄付も募集

市が管理するさぼーとほっと基金では、札幌里親会の活動を応援する寄付を受け付けています。ぜひご協力ください。

【詳細】 市民活動促進担当 ☎211-2964